

10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 20 30

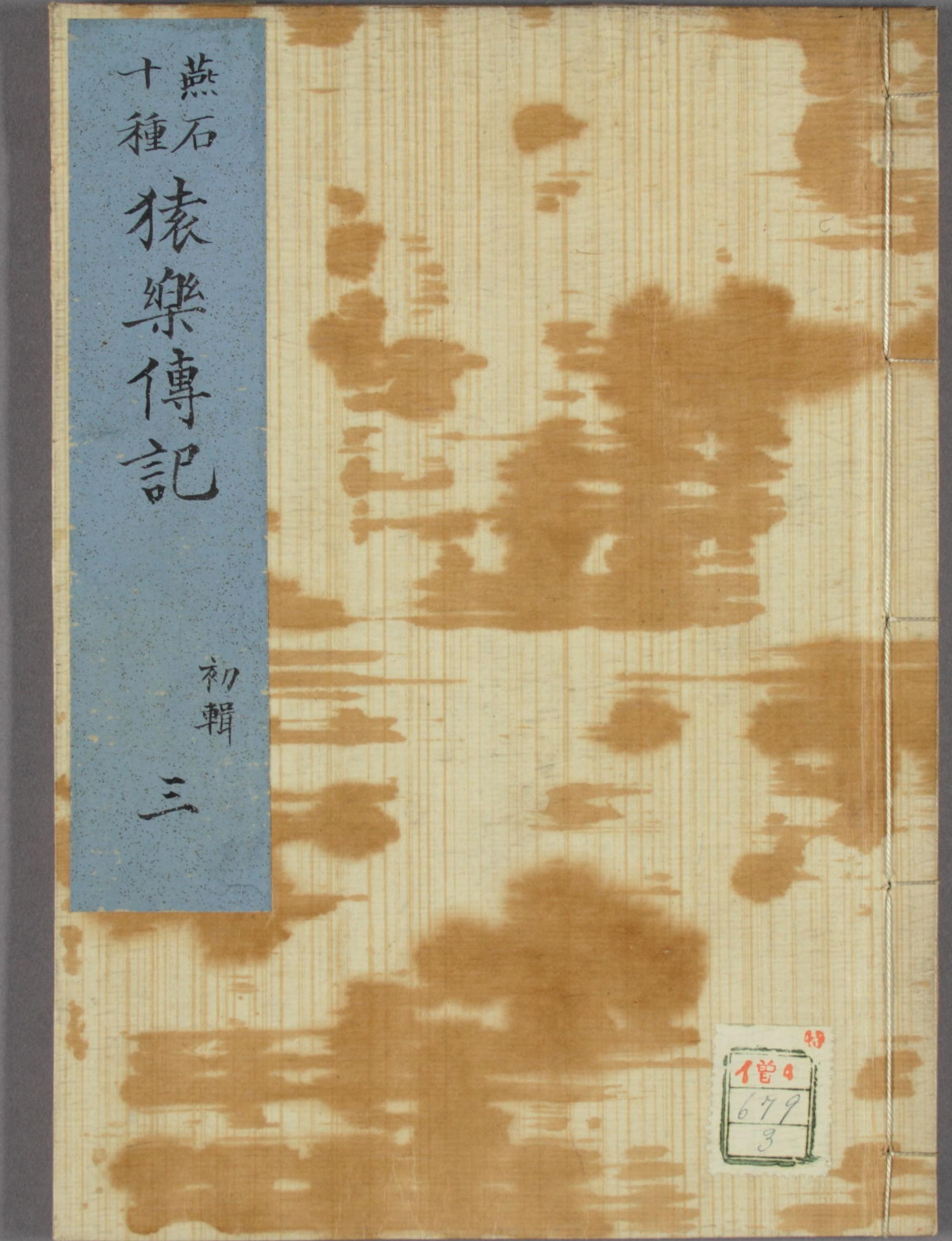
JAPAN

燕石
十種
猿樂傳記

初輯

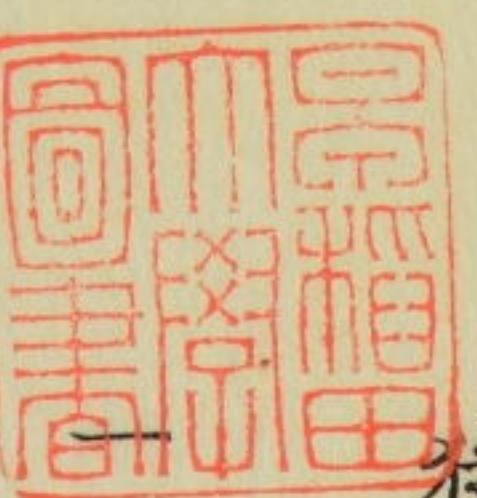
三

1曾4
679
3



猿樂傳記

上卷目錄



倭樂并三番叟由來

猿樂田樂彦之舞之事
一 南都仲笑等之三僧歸洛後

六章書寫シ差上ル事

一 男舞女舞大頭トイフ事

一 白拍子ノ初ノ龜菊妓王妓女佛御前之事

一 幸若舞之事

一大和ノ圓滿今ノ能ヲハジムル事

附聖德太子秦川勝ニ仰有テ此事ヲ預ラシムル事

一 申樂トイフ文字ノ來由附申ト猿ト通スル事

一 唐冠ノ次弟并聖德大子十二冠之事

一謡番數ノ起リ并近代ニ至リ作リシ謡名目之事
一能ト名附ル盜觴之事

一謡トイフ字儀并謡作者評論之事

一翁渡シ式三番之次弟并古ト今ト其式替ル事

一翁渡シ金春家ト他家ト其品變ル事

一松竹鶴亀等風流之事

一天地人小表スル面ノ起リノ事

一翁脇師ヘ守ラ渡ス時脇師兜文之事

一開口之次弟并禮脇置鼓千歳ノ高音ト云笛ノ事

一翁烏帽子ノ形并翁扇持様附脇師扇持様習ノ事

一伊勢日吉加茂住吉春日等ノ大社ニ属スル猿樂ノ事

并

一南都翁ノ能翁渡シ平生ト變ル事附三太夫権頭トノ事

并囃子ノ次弟年豫トイフ事

一弓矢ノ立合并一獻之事

一薪ノ能と名附ル來由并日數ノ事

一狩衣ノ仕立古今相違ノ事

一勸進能ノ初ノ并東山殿慈照院殿上覽ノ事

一同能ノ番附舞臺繪圖諸大名見物ノ事

一觀世太夫由緒并觀世ト称スル盜觴ノ事
附御家太夫ト成シ來由ノ事

一御謡初ノ起リノ事

一觀世縷起并御目見之節獻上之事

一寶生太夫由緒并觀世家ヨリ出タル次弟ノ事

一金春太夫由緒并大和圓滿ヨリ傳ル次弟其後十六家ニ流儀ノ事

一翁渡シ觀世家金春家ニテ唯一習合ノ神道并品アル事

一金春源左衛門脇大藏太夫ニテ大藏源右衛門大鼓大藏弥右衛門舊金春惣右衛門

大鼓

金春三郎右衛門大鼓ト別ル事

一 金春家道成寺練豆乱拍子他家ト違ヒ習ヒ有事

附常ノ袴仕立ヤウノ事

一 金春七郎乱氣自殺ノ事

一 上掛け下掛けトイフ來由ノ事

一 金剛家由緒并鼻金剛噂同又兵衛噂ノ事

附尉ノ面不動ノ面揚貴妃ノ面等來由ノ事

一 喜多七太夫由緒并金春太夫共ニ御當家へ被召出次弟藤堂和泉守柳生

但馬守執持ノ事

一 喜多家立派并白爪太夫ト異名ノ事

下卷目錄

一 脇師けりやりノ事

- 一 春藤源七脇ノ家并目腐六右衛門噂ノ事
- 一 寶生新次郎脇ノ家春藤より別々事
- 一 高安彦太郎脇ノ家附此家より翁なアラシナとい事を括ハ式三番ハ代りス用る事
- 一 進藤理左衛門脇ノ家由緒ノ事
- 一 福王茂右衛門脇ノ家先祖由緒ノ事
- 一 美濃権頭カニツウ小鼓傳授宮増兄弟へ傳へ幸若觀世新九郎ト分りし傳流系譜之事
- 一 幸流小鼓の家三人ヨリ別レシ由緒之事
- 一 觀世新九郎小鼓の由緒附觀世弥次郎横死之事
- 一 新九郎中頃宝生ト称シ後又觀世ト成事
附觀世新十郎忍ヒテ家ノ傳授ヲ聞取事
- 一 宝生弥三郎新九郎家ヨリ別レ大鼓ノ家ヲ取立ル事

- 一 高安三太郎 大鼓ノ家由緒并大藏道寛事
一 葛野九郎 兵衛大鼓ノ家由緒之事
一 大藏源右衛門大鼓ノ家由緒并後源右衛門自殺ニ付我家ヲ断絶サスル事
一 大藏道知 同道意藝ノ傳ノ事
一 大藏六藏大鼓より小鼓の家より轉る事
一 曾笛ノ由緒ノ事
一 森田長藏笛の由緒并小笛ト号スル來由ノ事
一 春日市右衛門笛の家并春日ト称スル來由ノ事
一 長命清左衛門笛ノ由緒并簾笠之助傳ノ事
一 同兵助同権之丞事
一 貞光安兵衛笛の家由緒之事 并笛流儀品々
一 大鼓之流儀品々之事
一 觀世左吉大鼓の家由緒 附太鼓傳流系譜之事
- 一 金春太鼓ノ家由緒ノ事
一 金春三郎右衛門宝生ト改号ス并御法度ヲ破リ牢舍其後亦家ヲ立ル事
一 桶口久左衛門太鼓家由緒之事
一 狂言師起リ三番叟附玄惠法印狂言ヲ作ノ事
一 大藏弥右衛門同八右衛門狂言の家由緒有之吼噭ミヤウの狂言の由來之事
一 蹤仁右衛門同傳右衛門狂言之家由緒同蹠ト名ヲ取シ來由之事
一 脇本佐左衛門狂言之家由緒之事
一 日吉太夫家由緒之事
一 梅若太夫家由緒之事
一 堀池太夫トゾ家之事
一 鶴屋七郎左衛門トゾ家之事
一 石井了雲トゾ太鼓ノ事
一 威徳トゾ大鼓之事

- 一 楠田吉田と小鼓之事
一 松井喜左衛門狂言之事
一 山田藤右衛門小鼓之事
一 御三家の太夫之事
一 高井平右衛門小鼓之事
一 観世三左衛門由緒之事

以上

倭樂傳記卷之上

夫舞樂のものへ 天照太神天の般戸の隠れを啟き猿田彦の命詔樂を奉り
給すけする聖德老子漢樂を以て倭樂を定め是より音稱り舞樂調ひま
樂を異一用ひる猿田彦の二字をかうて猿樂田樂彦の舞と号を猿樂と名付
ハ五穀成就の爲の為箇敷の音曲爲帽子をもつて舞ふる物ハ
どうたらると云今の大三事は用ひ祝言の縞也土田の限らぬ田舎の者々が毎
も是をひり田舎の豊富ふ実の爲れ祝之此儀物をひく心中に形致の咒
文を唱へ是神道より传授あり

○田樂ハ神を祭る天を祭るゆゑ先祖を祀る日を主神とすも元ト人の
先祖より天神人祖一脉なり天を祭るま則神の神と神道即ち司
より法門の持ゆべからず天靈を祀る形チをもと活世よ及ひを繰の法門
やもあ都の寺院より是を用ひ表の音ハ渡鬼寺の御病を除く事の祭
アリて今ノ柳子翁子履風の歌近代如歌の古法退転を從古内事子踏

歌の帝會にうりての處りてその今世の万歳の雅樂も古代のもの退転して遊慰比遠と申す

○村上天皇の御宇知波の僧羅を佐後國へ配流を是を御代に和三度八月
歟との食湯と南都の仲算清原殿を宗端もくらめ事と算仲義列の僧
三人ニ年後初免をゆくし年内の時立候中何事をうけ候のまちりと申
尋毛一うの三人とも遙れを作り是を舞遊」と わたるを徳舞形を
寂院より傳すと物語わざれハ三僧者よまとまへそ趣 寂院ゆき浦も
此み版を書記し是と丁とよ事も是を古事記を教十六章の是を
ゆゑ序より納め給ふ

村上天皇の御宇より二年後 堀川院の御宇より是を田中と曰ふ
時りも一うちも是をせす歌も舞も舞と云やる男舞女舞にてそ羅物と
右キ物語の文底の句書きの要は章を其を寫ば 水干を若し笛鼓を以歎を
活世の大頭と云わ此次之を女舞の第編を此大頭とて是を傳ひて扇を以

一曲を上ル白拍子と名づく妓生妓女佛前等の様有り

後多羅院の御宇龜萬と云妓女をねじて妓生妓女佛本皆是數之桃井幸久九
歳の児童として立てて舞のみ底を底て吟草を付て語る是然うて
面白と云ふをありて写ひ傳へり今は幸久の事と云ふ也。廣さうて舞
又笛鼓の聲あらず是より男舞女舞の流儀大頭もせふ廣さうて白拍子もつとふく面
向うらん生の似の許拍子を仕出一歌許妓河原萬とある
後嵯峨院の御宇より從者 村上帝の御文底より納重多ひ一十六章比羅物の次第
敵門よを一並を思召せられ遙許へきおなうとて上代より比樂人の歌人多
太和國酒の家の者より歌へる音曲の呪わを酒て余の能を仕候るは圓滿の
家と云ふ聖德太子傳國の音樂許かを宣め、時川橘太極を以て書手を預ら
しめらうて育子孫一枝にて代比樂頭とて今奈酒より遙許一き曲を作り
川橘太極の時より奈酒は雅樂の家と云ふ。まことに此の酒一家は傳き
て來ゆき十六章比羅物を聞ひ主邊を難を笛鼓の聲を難とて舞

曲をえ享てこそ修多ハ僧家ニ伽院と云凡幾僧の吟遊をえとて稱
走らゆる是名子比那造寫合を賜ゆるも是より能としも始則猿樂と
是を曰ふ第一說は元ト神樂より起るやれバ神乐の勝と申樂とも云
のまの不篇をえす
ゆぢりとす

又一說は猿樂と曰へ其之則田の字は上下を川延て申樂と名つけ
ありとも云

但徒の所成漢ニ曰きりてるやうろくといふ樂の漢取て陀尼
尼と云ハ傳言あらん

又曰能ハ元の雜劇を擬して佐キテ之元僧の事と教す成て是ちりのす
もは國の人の自ら作り出さるをハ行り又曰能は神の形をよそほるか唐
冠を冠するハ我國の昔を傳するやうとま能の神のかむらどもの者う
れ彼の主が聖徳太子宮の十二冠にかゝる物あるや

翰林葫蘆集曰卷川勝の申始

推古帝の朝厩戸皇子聖德太子ノ御事天神地祇をさみせ安國の政を敷く信て
六十六番の曲を作り川勝ノ命一紫震殿の前で大優の技をなぞしもなす
は神乐の神の字をひいて申樂と名付て說文よりも又神なりといひ大歲神
申の方より時ハ猿を以是を祀モヨリ猿乐と云神樂を和らげ面白く戯れ
をなきを俳優と之字沿拾遺云内侍府御神乐の役職事家源を名て
壬午除じからん申樂つゝヨリきともり源氏乙女の少すもさくを
くとけり

三十六章比喩也今の曲序斗之一芭蕉二东北三源氏供養四錦木立何六何七八
九十九と十六章以下を名波う是を以てより前より一次身の文體を流
流傳浅切り滌きの文句を是ト今の一萬種と成事跡ドリ其は既多矣至は
一体和尚山姥江口を作り既モ一萬歳の達也未だ後未モ一萬歳也万歳云々
又二万歳と云三万歳云々ひてその歴年來ハ六七百も及ぶ観世家モ遊り柳
の東野鮮陳の時肥前の名古屋の伊庭城もも芳堅清高雅新詠以新事の五

番古園の慰能とせよすと 羽衣の権現様 波府のひねの内山ま角田川ハ美
東山入山の後は地の掠れま歸りて并よ何んを波せよ者仕始
多々由へねば桂樂の聲を能と唱ふ事の圓滿う家に傳てまくら源をもむや
ての上能を能む有る御と圓とまほ事レテの業より能と能りての服侍先一をモ
勤を波す番古比能を服能と呼ぶれハシテユ縁ての能あるを以有るかと云
習能を生じ初是を勤は財ハシテの能波ノを墨すてせし体ニテの業を費首と主て
能化ヨヒトキがの役者を所化ト准ムすりて并能を能と呼ぶ能と号を
一書云波ハ赤の意興疏歎ニ始ニ波と云ハ詩狂の大席ニ曰ウセハ凡也輕之風以勤之
能化ミ上ハ字のそり下ハ福風切即波の字ぢり能のみふうと自節ヨ德仁ム
まと心を付て波喰のあ處也又達の字を用歌謡と續きてうるゝとは能ハ多
くハ佛名ニ以ひ能一體の作となり也卒都婆の町ハ高野と云室性院看候の作
をとどり山本吉野の不作能作者附の書ニ云波ハ四度の至ま作りて考究の能
したゞ之能人を作りと之世阿弥親作五十音番墨又六十音番

三十式番回流次而作或立番全素若竹作十八番全素善風作立番官塔賜作
十番三條西殿折四番至分被作又八作者高麗也約合三万五十番二至各
名自之及至毛東也因右能亭作者之拿依安東典既御所守潤進也欽世
你次而後連直後而附也謂之趣而泛互如是此上行之私固全素也

又一書曰謠の作之事を記出之處曰ク如くむてよひの行きあざれもとも先づ之
人の作も多ふやうを佛種の五やうたと名もよほど能く人のおぢやあまほそにいの
活信歌人连署首人共懇毛作もア星を能ちます行之章を附毛を則モ
左まの作がよきも本ト吉日就御若ノ右の書ニセシム作と云キ謠は我ハ時
風秀初毛と云キ消やうふ失ふタリと謠我ハ二不して二人を名毛モ理毛行毛も又
時風と云ふ時風ありばあ人毛有中ノ神殿民麗極毛の浦佐の西なり譯を喜々
てゆけれれ御威強なりあリ 村駒天強と云湯揚よりも文盲カ一事とし
是を修徳毛は亦一毛もいふ他の作をせぬ御事附も成トから

たへの時風へ秀村の苗字の柳よもぎ

○翁渡ノ根元ハ日本開闢の時日ノ御神天の岩戸ニ隠キテ首万神是成
欲き岩戸の前ヨリ卉曲を潤ヒ是を慰めムヒを学ヒテ物アツ能ニシテ
子方ノハカラキノ神モトを移ヒたゞナニシテ翁を天照太神宮ニ表ヒ色黒キ尉を
佐吉の神ニ奉ヒ照ヰを戸隠の神ニ奉モ

一書みハ翁ハ天照太神千歳ハ八幡大神院
左美三番叟ハ吉日明神と祐を御ものハ
陀羅尼ヨ神道の詞を教へてすなり是の事の如うあらば

し方代解の匂を食むべからず汗をかきまわる
一月吟回亦多すと歲も三人一同事業を回りうをからず汗をかきまわる
始下掛りえ面は若わる歲を勤ひ是古法と上掛りよそに別りてツレを以テ千
歳を立て活世のア管之首ふ事の役早て色黒き尉の面をよきと業行此
所とて風流の所作行色黒キ尉ハ狂言ぢより和を以テ是が流すれど
風流錦の風流お行風流早て絃の所は尉毛き面を掛け是式三番白色
黒色肉色と天地人の色を表を白ハ天黒ハ地肉ハ人之を肉色ハ面をよそ和を
之是あらじ早る物を語れ役人樂后に入中古の有人を和より難字方ハ群
暮りゆきり止直に張能を知る古事記張能を難字方引サア武三番の内より
張能の張能大店紫苑あるを後の写のち中ヨ床儿ヨ掛唐衣ノ肩物幕の内へて
懐中より彷彿呪文のちりを現出を張能へ頭を張能是をあやて懐中し
梯を以テ此時張能心中ヨ咒文ありと歲の事業を強く心おこ是る力雄の神を表
を立て是ハ開口の所之聲を聞古張と呼ト射取の作文を西面に向て吟し是

ヨリ既て子孫能の名を云是の間か否モ而を知る事ナシとて一の法也全般
祖能の祖として先代御名を用拂の開口の地なりと作文なきをハ開口とひ
はを今考辨是之小鼓をうそて面と向て拜禮を是を禮祖とソモ小
鼓を面鼓とシム箇の行らひや用口と云時鼓あく箇もくそ也て是の事
音を吹時作又は既く服能の名をあり、其後を次第をうし縁て送り
をうる。

○翁の馬帽スハ九キ壁五寸ノ之是を翁名也トニ号シテかの事ニ用松脂主モ
薪火の主ハ扇を初き時景木村之比扇を以テ上代の風也翁御
斗リ用の扇を模す様に移ホ起りて是より後は横扇を用の御扇を主更
此主その扇は一斗リ用の絹の方主の裏掌の竹子等は盤の蓋也口主也
を以テ主を座主を主と同扇を以テお伊豆の三島の神風を吹拂ひさせの始とソ
時主扇を向て手を拂て照拂大付の主監扇を用の是也ヒナリ

一書少四能ハ東山殿の時風と同一く既ち親御御ゆめ是をたゞりと云能

神樂をわらひ多き物あれハモリノ為神事の砌執役は是を神事能と
以テ神事小奉事より大神廟を太神宮ニハ和室勝田主内ニ坐伊勢守
日吉主本庄丹波新度脣内流國播磨是ニ庄春日穴山山主生結城親世
坂戸金剛田浦井金主大音の四度ハ乾坤名堂を以テ大能ト
度く者也トモアリ

秦氏安良九世ニ山川竹田子役者をより

家生ハ伊賀生脣力の妻之有子孫部と

南都主喜日の作事サ能の能人三人毎の御主御近侍冠者の主形を
今翁二人ハ四度の主史諸の名代ニ四右主アマセ年より登りて十一月の神
事をおめまより二月の新能の能を勧む御せハ公儀の御主御石也モテ御
事を不勤依乞ニ左主モアマア毎年會う勧乞依乞大能表のあま翁活
一契ハ名代を左主定め西是を金もラ桂頭金剛ラ桂頭家生ラ桂頭と叫て
翁を御も是主二人毎年立所を勤め左主を金もラ桂頭金剛ラ桂頭家生ラ桂頭と號て

三千儀子方も常小室並を以樂式三番をお是おを年豫を以之南越の
詣事十月廿七日御旅より神輿を昇居處前を施行廿八日ニハ大名ノ店の
方を南蕃度附の経由軍口を勤む主佐文ハ毎回文を用ひ是年て直す
弓矢の三合と、并より是ハ南蕃の主面によつてを伴ひ軍口を初る御旅と夫
一ノ始より装束を刀を常し、且度を主中より御用を用ひを勤むをほち
夫ツレテ主を回しく是を舞ふ事多て各序たゞ正船を也て主と
順々と看て春の詣事二月廿八日十日を當門の主の芝の上とお節能
三番行日は内に一番半をとて暮柳をみを以すあそと舟を焚かず薪
の船と号をばらのちよが宮の詣前を壹の内に能三番行て七十の日程の内
定日より一月一ヶ月をともよ雨降ハ能止を主と成すちもよ換改も毎日
武之番を勤む雖も御料薪の能料とて吉日ニ立石不完全行を内より
一人ニ至る完五未元は権頭ハ今令室の三人をあくマ年番とて登り舟を
内用とて止をハ又ハ忌振のう一合の舟代行一役有詔許ぢり三番ハ
内用とて止をハ又ハ忌振のう一合の舟代行一役有詔許ぢり三番ハ

村帝の御宇至蕃客ふ出家百八十人を若主にて学す中の僧ニ上僧
内侍ノミ謹辞を寂院の傳、真の衣の袖をちりと辞たる形を以猿樂の寫
小袖の衣の袖をす幅とて臂を主へ附て辞ある今昔を重ト今の一幅の袖、
直一四寸四分と仕立する禁戒なりと

一書小曰勤進能と云事ハ後花園院寛正五甲申年四月京紀河原にかい
て能與りテ勤進妻ハ鞍馬春性院善盛院法事于時九十八罪あり
猿樂ハ音阿弥^{ノ祖}テ丁時三十六歳を子三子布有^ノ勤^ノ勤進能の始^ノ

東山慈照院殿上院所

初日卯一就還御簾領細川藤元候の亭にて鄉^ノ之二日卯一就還御畠
山尾瀬寺山長尾鑑^ノ三日卯一就還御新波治部少輔義廣宅鄉^ノ細
川島山新波名主方足穂^ノ小野^ノ植^ノおは尼良波^ノ贈^ノ大樹を贈
奉り諸大名より内肩衣を乞ひ奉事ケ極の例也又

内肩家印傳印の東田内肩衣を乞ひ奉事^ノ承^ノ也

初日四月五日

右番附く次第

みのぬの長者

隠毛笠

さる川

えち

八鷺鷺のまく

相島生耶
三井寺
源氏傳
丹後物狂

二日

敷鶴羽盛

鶴鉢羽

二日

かげがりそきち

大々小の鬼の豆いのいのく

三本立ち

あよみ

けさひる

ちやうさ

くつづき

なまむす

入間川

志貴天狗

磯

四佐少将

二人舞

箱王曾我

誓願寺

白樂天

自然店士

恋の重荷

山夷近姥

松風

大

小

の

豆

いの

く

そ

く

の

ま

く

の

ま

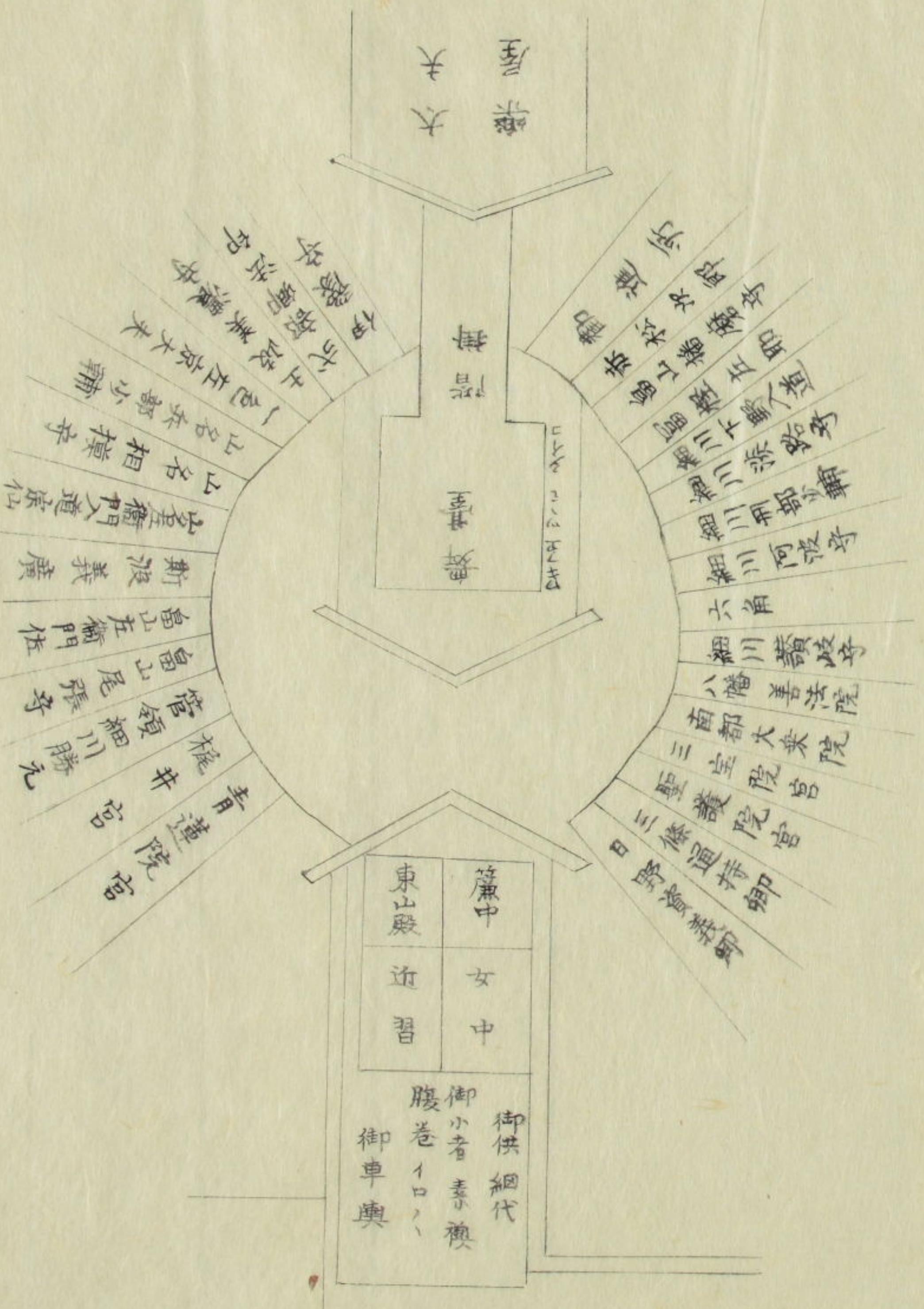
放卜僧

由乞於袁光就

了
了
了

乙
上

二日目山姥の碑は大坂を下り高麗屋敷博士を召す。尋きて上
げては時事のとりとそ更に猿樂のちづらをと考る。従て次の碑を
之急かく三比碑成能玉より棟あは宮方諸大名の刻玉之
一せの竹の棟あは刻ハケ棟の例也



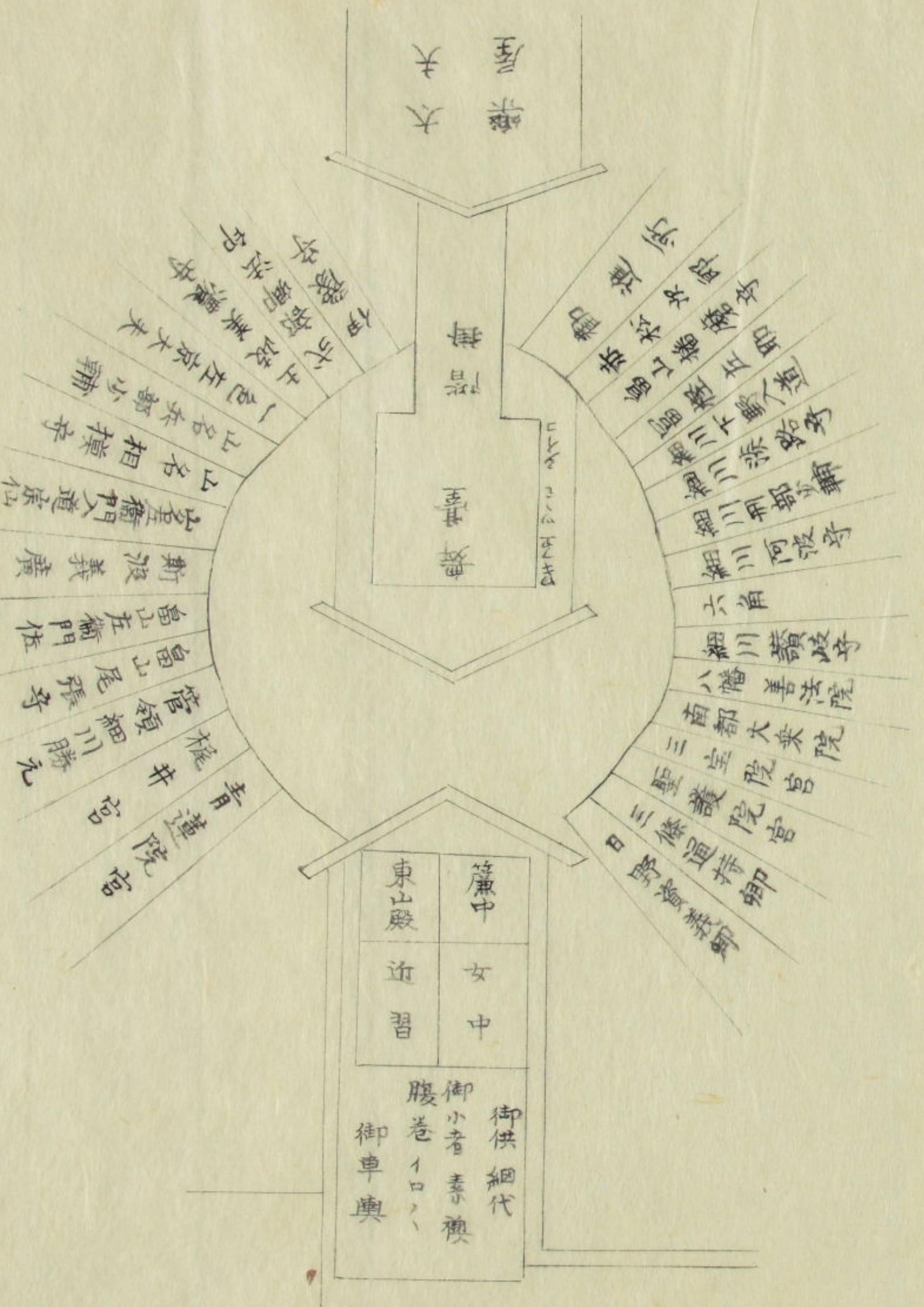
放下僧

由乞於袁光就

名
ト
リ
の
元
女

以
上

二日同山姥の旅す大坂を廻り、萬葉屋殿御博士を名中尋る。よやく上
げは時節のとりそを更に猿樂のたゞ、やらをとある徳之次の旅を
え急ぐ。うち比被成範をうり機あひ官方諸大夫の刻玉之
一せの竹の桟あ刻ハケ換め候



四 座 年 喜 多 座 え 始 等 え 事

○ 銀世左衛門伊賀比須部の一家の者也足利將軍東山殿に仕て銀河孫と云同朋之集
ふ作也を猿樂の業を學びての和むも銀世西阿弥を字彦行院と號き因朋を
初し子守信も銀世三十布と争ひ猿樂となり金多ノ聲と本源通修り熟也
子孫有傳を太閤御代世百々繁昌して能を主徳多行と之とも令其妻銀世室
上すも右の次左と右の内附

桔梗様内五筋の後内体急うそく聞あ内やの附がまは左史年も江戸へ石
達内懇の内能うそと左閻の仰より始ハ銀世左衛門を内連と歎美由内致を借
りる事是後こ山入仕して左史とある江戸へ向付育天と名を
きしい車を御家の左史と並び入道して宗雪と号を宝生をまう子を岩
子とて家を譲り三布とりて家督を五みお國寺と大能所、銀世の
石橋あまらゆか家雪再びへ三布勤め猿ハ銀世小次布之後年三布内科を
收收退故せらき熟度内病死をすと見あれどと父没收青家堂

退転一傳授の出物りをとども主寫なし銀之福主の家より其の事を傳授を福主
家ハ銀世うふと同流うてある又銀世は度の猿の家されば嘗の章も替りあは鬼
み家を與へ後入道して黒吉と号をすと左近を主と以て左近は年もて病死を
宝生將監り次男代家督とて左門と号へ左近をまう子久東と名をすとて
後の家督を渡すと定む久東と成長からひおもひ節へ常憲院様内小
性ニ立石出處が源有と改号して後能はちよ任を候て左門が銀世三十九子
三布を家督は定め改号せめ別家を源へとち是はする者諸左史と成
公毛と前住せよと猿樂とて佛圓通慈空を隠居して猿樂十布なつと
名を後毛と號し其難聲とて周雪と改へる左近の眼育へと家子を服
教三布四布と以てツレの家アリモ三十布家督をゆく 大納言家主公信嚴
猿樂の内侍花苑とて猿樂の旧家を由紀義四度と内定音至御家の左史
元を伴付すものあれば銀世を以四度の弟一と今考旧家の家主あれを中二ふさう
斯う考左四度の左主アユ都の薪の能を銀世ハ御家主を江戸より左近を號り

人あへて古跡観世流は五日と百日の方休息の内候清を以て百日以後出前
か日見て是が五色の會小綱を鉢上をば儀圓を原に陳の時諸手一軍用の為合せ小綱
をゆふるの時観世は儀を參り諸隊「死」たゞ大吉例をも由之諸軍陣より観世小綱
を是もととす詞もて観世綱の名をゆく四月内淫神より初日をうす。即ち吉例
の内祝としてか肩衣を脱て身を以絶公の面をみか肩衣をみて観世竹之ら
渠家の一世二代の能あがそを與りの時難式可代うれをす。観世主及族を以
て文言之是足利の時鞍馬の堂達主の時勤進能の例也。

一書小曰台徳院殿秀忠公御養母御恩爲之ゆ後主は御氣ふ是をくぢら
3觀世右史道之是は吉義をうと上別多所をうす所は多所の尾上の松も
年少て老のほもより奉事や大吉院の處事かくあるまて命たりうて終つま
いきのねをれり久遠名をふそれも今き名將也

台徳公御機蹻も當ては傳家美術などを名づけ内肩衣を脱せらきまわらと之傳也
今月内淫初の時鞍馬の堂肩衣を脱せらん諸侯左近等統て左主を下す事也

○室生左史家ハ元観世一族是も源氏よりて子元祖ハ観世やかみ之を承観せ、
庶子を送り家をお續せりからず事左観世流儀は元祖ハ替り事第一古将監義
時ハ元祖七左史上よりい是よたよりて龜をみきたりま人あれハ古まより上そらふ
吉主流のト跡をかゞく己う作意を交新規一流の物となりそがえよりそをのけ
て元きの観世流として満たぬため一将監才の上のなれハ世解を以て象引
道氣ある侍も左史の職を方れ名人とも一類も一流の道事もを與立せり箇元
多聞小敵小左衛門大敵九番多聞大敵也かく合せ給を將監嫡子九番是のけ
将監之世乃上るゝと。常憲公御代世の名主一ノ曾男ハ観世の家督在
之三男室生左史とぞ越ちあの左史之後復立一ノ曾男岩井は位一時又又江戸へ出
當時の室生左史を抜毛を後の将監嫡子九番次男亦因まふ年若くして死を左る三男
造酒も西へかかる家の家のちまへす。是を副子りて丹波を改号し将監嫡
死へて塚を解ひまは是もあせり。もくす跡賀たち室生新潟布子を以て家を立
3是當代の室生之金秀金剛は足利將軍家の左史りて秀吉公の御家家様との

左より中貞信幸の左より
當御代あるか左より大島も信幸の左より

○金春を夫の家の穀樂の開基樂飯大和田あるる孫之曰あら時能數六年を室ひは
せふよりモ教次モふ増益して領多ヨリ中比ハ是を書と名シ者國トナリ也江口
水深の比ヨハ至まゝ者十ニありナ家ノ流義をえ祖ヒト主ヒム所傳持ヒト云
主家今ハ退転テ日吉梅若喜日等の三家焉ト修ヨテ詔ヨリから法を以金表う
並モ今ル即チ守舊カ用ヒソ穀樂トソ前所文社ノモ迦耶主也
家根源をもとより翁源ノ傳授也亦云て代々子孫ヨ傳來を全剛家ハ元ト重善
カアキアリハモヨ(ト)ウ傳ト今ヨ子孫ト傳授也え事多々諸道を以執
も主也ナレハ翁源セハ吉田辰浦邊の家ナレハ是ハ年少浦邊之多を萬リシモ以觀
せう家の翁ハ唯一の神造ナリヒトシ傳家生ハ代祐リヨ上京(吉田也)年少モ
考味をえひも是を觀宝ハ吉田敬も翁源ノ傳授を達ヒとサエシヒアラヒ

家川猪太郎より近代の八郎迄五十一代より四郎く八郎の父を七郎と云々父を大左支となり
渠は男子少き行う嫡子ハ郎あるを猪を猪及達と以次男金喜源左衛門一色を和也是よ
り猪の家あよ主之男大能をまと号を渠は武田伝主のちまとあり甲がよ初まよ
後大久保十之助と号し御家トキ石山内郡代を和石見江口任モ死後达也を滅セ
モ三男大能源左衛門大能の家と成入道と号モ四男大能源左衛門猪又及達也
七郎嫡子モ家を猪次男金喜源左衛門大能の家とあり七郎う子ハ郎二家を猪是
後の大能源左衛門猪又次男を以大能を支う家の絶嗣を主を執るも大能求馬
父の功を経てツレヘリ 常憲公御代御奥ニ被召出大久保十之助と号してま仕
一享保十年の後内侍を立候を猪右衛門一郎越後守源左衛門を立
主を以て常喜源左衛門大能の跡同上御在所を立
次男金喜源左衛門大能の家とす是大能源左衛門也之
子七郎左衛門家主猪也と主嫡子近代の八郎徳、
ハサウセ有八郎宗子竹七ハ 常憲公氏士内侍川猪何事と号すまはま

を以七布う家相とて家を立金寺へ左の看坊を槇金寺をまと成く後當此
の御事ニ度も乃中毛亂氣ノ刃傷を左七布う女子のみを以家相とす是を
十次布と号を金毛う家相の道成寺を極修テ元トモ篤ハ金剛う方を作り出
したるを金毛う方を能む仕事の其乱拍子大至公仰の東常の附練足と少是
五の法を写一たる物之経足ハ堂上方高友の内院より修復事よりて息合狹
きひ足の端すり引ひと云春日の直作樂の時練足の仕形を以拍子を端猿樂を是を
スミセ乱拍子を踏出を道進院殿猿樂の乱拍子を踏を是を我家の跡足と似たり
と云作事を實世間傳へす。毎年年例は拂ノ般を乞致奉候と仰せ作事アリシ
伊、銀せう象も毛足風毛を極修テソハ金毛う方を以乱拍子の是を
端や他人(見玉ら)毛足の拂の福をもらひて是の甲を隠を左手掌縫の拂
ても丈ヶをもらひて石ひに上ておて足筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋
左金毛う乱拍子ハ甚ち一足紀がの道成寺の石壇高居玉を一家登り心もモ殿
を踏て毛足赤脚毛足實他家馬琴を尋く門丸空の後りナキ金毛う乱拍子

志良店行て京都の御用毛ハ罷登り左勤實世室生ハ京行つて立あう

左ニお節足毛うして實世室生を上掛りと云金春金剛を下掛けとぬふ

○金剛を史ハ坂戸家と云圓滿うち古代目家も大和の内坂戸四石並木を領を天正
比次の金剛ハ小牧合戰コニ好秀次の軍ノ従ひ敗走の附ハ只一人秀次の供ノて討死ス
まほなく多意の家の者を以名跡を享す金剛う家ハ多葉の主流とし修
渠園ケ至る時右田ニ成る所ヤ一晩没収せられ代々の坂戸領地を失ひ一々處者
の書を毛ハ多石出御院米三万俵を賜る毛は世ノ鼻令剛とひよるゝがる勧
能よ秀を或時是界の能のまを廻り居あつて業アリモモ天狗と云アリ毛と
の心を附り毛アモ西殺田家を失ひ給はれテ毛の金毛う家の面を借
て勤む能草毛直す返つたゞと云家室ノ尉の面不動の面ね十六面の内アリ
少無大切ニ不動の面ハ元来那毛の幸毛の由故毛を面直つて調伏若我み
柳毛面を掛く鼻毛障毛と云て裏の方を削りしゆ鼻毛障痛もあつ
鼻毛を換毛是の吳名とたゞ

様既に旨み叶ひ毎度伊能より御書を續て旧家がれ西慶とお定の一度之
渠病死舟堺後七左美ニモ争はずれハ金剛ノ如子ならず勅要の内名代せよ
より作を金剛吉美と名余曰唐ノ一決もく後別家となり金剛ノ幼子右
京西家主を家を立基上る渠り夷早世ヨリ時入波を暫止し应至故移を
而ふ字一是甚善人なきは面を揚テ妃の被用ると之右弟モ武信也第モ
死をすも後右弟と号を渠ハ高田家中の者なりしう男トクナシテ上方
すされハ家督トク同一才子の内モ功者あるものを候んとて家を預ケ重
剛又多聞とゆたる爲又多聞ハ左文を勧め才子の内モ名字をヨリ金剛伊丸
奥門と號て我家の祖をハ渠ノ父也トリ是モ功者をから後を以後の右承々
子を又多聞と号を始め又多聞由端左之渠傳能を以めたりと嫁子又三帝お後
サ处アセモ身御市御院を経て後享保十五年 印前主を能の謫を忘
毛利幸房のはづを蒙りまゝ門辻姉の子を以家督より南洋の金剛左
丈之友よ家裏アラシトウヤ

○喜多セモ丈家ハ旧家ヨリ後幸也中元祖セモ丈ハ鼻金剛ノ子モそ父八郎の蛇谷
ム佐セモ扇谷造セモ歳の時大坂没合戦モ及ム金剛の大老丈と云大坂(鶴城)五月
古真田左の傳手傳也 将軍家の内傳一代迄本まひ馬上七左美ハ方外之大坂彦城
ム及ひあ(とよ)彦谷大坂の鹿堂和泉も常々同を柳らす育て當方(を)起
り入て隠もす七左美の大坂方へ近づくを道を柳生但馬守画合セリ是を便り
れどもれぬひも但馬守甚ぞく追うもを以まう同の者を尋く是ニ便り
隠き居り 将軍家の渠り切ある事を以悟みて見付次第敗セモと仰是
一ノもあ(とも)よく隠き謀りそ後御城の反毎渠り薦言を思つて是れ太閤
代渠。業を上方モモ毎度内後モモそ内モ清経の能をひと還幸ナリあるとの
所の所作少省サ進と大老まとせをまう二人は多く御内を思考(らまう)時後堂大老
丈、恩えの子をお前を以御免を父作か多ハ七左美ハ何方、五年在御能衣原作
御流も多と上意の時柳生(上多)ハ某渠り廣所内座はねを尋ねよんや
トよらまく有事多きよ仰を蒙り大和左所邊モ守セモ則略りを以候 且モ七左美

儀元氣を鼻す金剛より上りとするを金剛と一所まで在す。因度
殺身の浪人を以一世一代の勤進能を勧すと仰えを初く。子のまを以て
は府の金剛ハ若輩あれハ考付を御内を七至丈堂を以て御付の脂膏を以て
而あらば金剛の方の邪广害氣を思ひ是取もか定せすと済てヤセキを以て
移を所。公儀より外のことを高安ヤアラギトテ然事とも善くみゆ下知を用ひ
まをかね。三百倍を死むて仕よ。上意を今。毎年御方儀ツセキ方一送
3と之をう要かる。孰は仕ひ。御法あり。切某豆の内四拾石。至列家と
成達ハ金剛同石。之嫡子ハ病氣。もも乳歎。家を云諸京於門に入道。一
て薬師と号せ。薦守。而後の者也。併き次男を以てを遣。星を十と名を三
男を堺多様など号を初。京於を肩廻とす。また。セキと家を絶。
常憲公の御代達。背と腰を以て。易。修。一年の後。伊良直。は。迎。習。衣。若。出。中
家。加。御。と。改。号。し。を。後。河。内。ち。任。を。接。入。居。と。悠。み。と。号。一。至。す。中。余。大。蟹。接
て。由。旗。や。セ。キ。支。武。士。よ。か。独立。の。時。そ。十。を。ま。よ。家の。廢。を。立。一。も。如。よ。世。左。因。翁。の

二代目の権左衛門を以て。其の子を以て。七至丈と名號。む。堺又内近習。を。益。中。多。市。有。と改号。一。渡。吉。勝。を。病。死。を。有。る。薦。湖。の。家。の。二。世。権。左。衛。門。嫡。子。父。の。治。を。権。左。衛。門。と。由。セ。一。者。を。以。七。至。丈。と。名。號。を。お。継。せ。一。も。樂。う。よ。も。幼。少。て。死。を。長。谷。川。二。方。を。以。七。至。丈。名。號。と。一。十。至。丈。と。改。号。を。え。一。旅。と。見。て。長。谷。川。町。の。名。号。を。よ。う。と。が。此。を。改。て。勤。役。セ。一。む。そ。多。若。子。七。至。丈。日。向。玄。東。と。之。町。医。院。の。子。一。て。初。の。名。業。そ。並。と。会。七。至。丈。家。先。令。剛。ハ。金。剛。流。そ。と。多。若。を。以。金。剛。流。を。學。ふ。左。幸。小。左。衛。門。京。市。郡。高。森。田。庄。金。剛。寺。と。瑞。ゆ。少。を。道。風。ち。を。る。室。の。常。憲。公。の。御。代。上。石。鶴。文。保。年。久。と。退。轉。左。衛。門。を。六。十。日。領。中。合。本。勤。家。流。を。亨。う。古。代。ハ。猿。山。田。と。も。テ。十。家。あ。り。丹。波。猿。山。田。今。の。布。多。一。丹。波。の。經。所。で。主。教。う。す。業。を。ゆ。の。を。拓。う。出。京。一。坐。大。名。と。招。の。そ。國。一。之。越。洋。所。て。又。古。鄉。ニ。ゆ。住。居。を。令。金。剛。を。始。金。剛。世。持。高。寺。日。光。命。ハ。彼。家。十六。家。と。高。安。十。至。丈。家。ハ。ば。か。セ。元。祖。セ。支。多。若。時。是。用。な。れ。右。の。諸。家。一。便。て。學。ひ。う。し。程。め。と。深。ど。え。され。の。氣。革。の。時。う。え。劣。を。以。そ。シ。印。白。狐。掌。と。美。名。を。ま。う。か。あり。令。剛。

か子とが是よりうきうと上ひよ歟。左吉あ七吉まゝ家ハ金剛流にて元祖
七吉丈二ハ中比金剛一家をめぐり攝陽群流と云。先多長旅字七吉泉が場
の店後父ハ一連傳到家と云。家は武勇の名を以て。當附跡をまわひて瑞井の
山をひそむ。もくびの音多の姓。祖之場。攝陽町も能う田家竹と云。

倭樂傳記上之卷畢

倭樂傳記卷之下

○服師の事。猿樂起りと能興行の時。弟子もせよ。附く猿用い。あら服身と宣む者
あり。金春家を。金春源左衛門を。定て。猿用に。用ひ。金春源左衛門の猿用の祖也。

○春猿源七。右源左衛門と。家を。春猿源の字を。號ひて。名業。後入道して。友高と
号を。そぞを。源七と。ゆく。源七。を。夷次布と。云。また。大考。と。草
ぬ。も。上。も。之。御世。を。美。主。故。を。被。無。り。の。時。猿用。を。進。後。權。左。衛。門。勑。男。よく。大。考。と。
此。大。后。服。あれ。ば。足。物。の。目。を。教。へ。と。次。二。番。目。の。傳。猿用。主。考。勑。目。を。れ。人の。傳。猿
あれ。見。立。あ。き。所。あ。る。を。あ。ら。れ。え。の。感。心。神。名。の。近。度。よ。猿。も。り。上。も。と。み。れ。い。法
主。嫡。子。ち。ち。の。次。男。立。布。次。布。也。準。入。透。そ。ば。立。布。次。布。ハ。常。憲。公。の。け。近。度。よ。え。名。公
高。夏。新。八。と。改。号。を。然。ち。ま。日。光。御。經。開。の。儀。首。新。八。を。始。あ。伊。モ。父。子。と。モ。小
八。丈。多。遠。路。モ。

是不文。子孫の。日達宗。左。而。續。并。頂。戴。も。し。左。ま。は。す。う。所。い。ふ。あ。ふ
施。由。吟。味。も。し。よ。之。

父入道ハ岐もを病死兄弟三人を召め新八郎再い や前一章右へ
往く病死をあ办ハまくへば先ずおいやとすれどもうる父の御次御者す
て是を進後程左と云 上の因るに叶はれやむを志く松平家女正家の方の子
笛を業とせ者を以テ後新之丞と名ふらをまほ三人を家業を勤むる別家立
まつり御後開の時吳中林同意あられハ源とハ接ふく和すも家主せられ
室生との称ゆき 作骨是よりして室生と号すと源は近習と御庭所と号し
後次男第作を立て隠居するを号ス家す武士ニシテ骨縫子をハ穢ルの家ニミ
室生を室生新九郎と云高源の本家二代目であるも功者之子源セテ元福の氏
の上ふを子子高源セテ又源セテ源と云ふとされも不遜先を妻を
有す同名左帝左院も没落して店舗を有すとて御後開と名ふらむる是モ
アサ一念を子御後開之春藤家の本名モ高源あり

○高安彦左衛門家ハ元ト大家リト元来河内國吉備大少弐比弔破之キ名横田と云
古ヘハ字あ村を領一たる由テ高道岩大敵の名人モ横田と号を號樂をそ業

諸侯少主一と云者を横額もとテヒ渠京軍ヨリ三足を長脚と云
子よハ布幼少ニ付金剛ハ鉛を筋、金剛伊左衛門也リト木附シハ左まの分の事
多シ故か一族門房の内をもあらずそ業をかこテヒ苗鷹も左まの方の仲役を
接するを要ツ大敵も元ト金剛より出たる金剛伊左衛門が成人して預り重一侍按
此書を讀むとハ弟嫡ち節方の如也と取是考後友をう聟リテ金剛伊左衛門由故
あれハなり左ふ其弟を要ニ左の先代より此敵の事を延モ節方の後裔聞と是モ
斯く嘗て字ハ高安うハ嫡女ノ股うて孫なれハ是を嘉之節と名付ても家並
て猶子の家を立テ久多リ節の家とも稱すとソムクをほめて、式三度の代
りよ用ひ式三度と開口とソ業を嘗て松原はあまうの傳授すと左まの業
つかはらに経行一トの氣を開口より九足の偏もとソウタケハ小敵行らる者開
只極く字跡は源の意にて第一度の能を経能と喚く事多く猶子の家もと
左まの業すも猶子の業と左まの業と左まの業と左まの業と左まの業と
高安家ハ全く金剛の同族にて高岡城主とありまじてまわるを留メ

そ業を務め一當はの経済の事をあらうをすを以金剛又玄衡より張良羅生門
檀風多近四番の旅をハ船内を勤メとお譲り大口費用を許モ此にハ御葉被を
寂上とぞ斯レテニ承認後も福ヨシ是を掌ひて高宗ノ子の孝子節厚を御
名と号を是不休入道ニ至ニ首長を御在て漁子は量ナリと云医者と云ニ事
子ニテ又多を強モ孝子節厚と唯アリテ有肥後生母を細川の御中少之大言也渠
死テモ子孝九節幼サムル高川吉久ハ不休足處のや子あれハ看坊子立
表左節と名余らモアリ孝九節成長シテ家を後モ孝子節も改モ入道レ
道也と号し京ヘリ迄ナリモ孝子節厚も既云く病死テモ子孝子節も難モ
亦嘗一業恩用之歟ヨリ享保十九年秋まで病氣トキ立机習居セモモ病モ表
才御効クシテ公邊を勤ム

○近藤家ハ元ト山科の百姓トモ元祖植木彌太郎音之経緯のヤキニセ
本ノ觀世美星をハニタ毎々我族の経をモ上洛の付ニ奈伊地モ既ヨリ
出来カ旨叶ヒトヨリ即ち猿乐古諾居皆云物モ孝子節厚モ不休評判テ

渠ハ油断のなう者経者之素今もかる者ハリト潜伏萬一たり是モ痴童幕
リ觀世座の猿乐家ト定リありモ久久ナリモ痴ヨリ男ヨリ然モ足控有る所
死有る事を證モ觀世座トリ觀世ヨリ御家の吏も之處の船内をれハ公辻
もよく節トリモ次を控有ると云是ドリ子かく女子の内モアヨリ男ヨリモ
以家を残モテモ痴ハ死一是ハ始ハ安ちト云京の大工なりしう四代目を以て
移居トシモ子孝子節厚家曾アリ

○福王家ハ元東武守足利時寧の時没落テ觀世ヲかよとなつは猿乐ト成
觀世ノ経を勤ムモ難有盤あるを以強迫觀世ト同源之モ福王豐後とソ
是ヨリふ一然ヨリ同の五奉行の内長永大蔵少輔閑ケ京の時御敵の強奉人
列されハ功後佑を以テ嘉流浪テ豐後シ集り往モ是懷胎されハ娘モ男
子を産テ後是を教育して己シ云ヒテ福王成ちと名有船内之家を残
シもかう云ふ福王家ハも承う云孫と世ツメナリ

○小鼓の傳承ハモ店舗其後姓とソ是ハ南朝の樂人モ拍子堪能の者之猿樂

世に起りて嘗ての章を自序にて属伸の長短のわきを快むるゆれを以て
是をもとめ更にして笛を鼓をもと持つて檀頭徹田より者あれへと細か
に手を工夫して小鼓を作りて打ひて演能を極む是よりして喇叭の方の内そと
小鼓を奏す事り是を宮増弥左衛門傳へて子孫を御名を傳承する宮増は元より武
士として父充泰は及ぶを云哉其の仕へを止く南朝西の京と店役を足宮増
は左馬と業堪能うて主事子多くとどもそのまゝ幸四郎次郎秀すよ
しを傳を承り才氣をも足りぬ方ら甚をい觀世小次郎うその亦次郎
彦三郎を養ふて後日は小鼓傳流の系図たる

○小鼓傳流系圖

○美濃權頭

宮増弥左衛門

同弟弥七郎

觀世 又次郎
同 新次郎
同 新九郎
新十郎

觀世太夫の支流觀世小次郎ト云 腸師の子をトシテ
觀世ト名乗宮増弥七郎カ弟子ト成其家ヲ繼

權九郎

彌三郎

後新十郎ト改
觀世流ノ大鼓ノ家ヲ別ニ興シ
宝生ト号ス

彦三郎

新九郎

四郎次郎

彦次郎

孫次郎

四郎次郎

五郎次郎

忠能 天正七 安土論ノ時死
法名 道性
正能 法名月軒
宇治草太夫ト云

3章清次郎の看坊を。公儀と和ひも漸くは種家よりの扶持を経つて新御
神牛もふ乃子を以看坊を道もて清次郎をその清九郎へ有馬領へ抱られ
五郎次郎若井並あれ。男子の内を清九郎の氣を抱きをは伊豆の甲府の内
役者仲友を介うして清次郎へ幸流の歩くこ薬品文を学び後入道で清川と号
す。利家の名をえす室子へ没落を幸清次郎の席を置きかね因みに二条
比叡城を上洛し附能武三萬の新九郎中敵を脇駿の内一人清次郎お初
3度を新九郎方を勝りひとども法主事へ是ゆゑなく松井寺なる清宮
を居すうして清次郎と名寄るも男よくや大老加賀田原の恩貞と被仰立
加賀を脇りせばを以て幼稚あれハ松井の方を生育へ。女子の内より二宅助たる深
兄の處は漸病死を又大森市十郎清元が幸市を娶りて居し。公儀を勤め處
布衣の身と云ふと義。宿屋を退きたり此時先年のか病減し彼幼子み
甚して清次郎と名寄る。公儀を勤め當時の上五之單月から次第小高ニハ

隣奥ち後、竹子嫡子五郎吉高縁をモサを勤む。蓋ハ不堪疾死へとモナ矣
三郎縁までモ屋を勤む。

○新九郎家も官増より次郎飯世を史先祖宗雪の大叔父。歿世小次郎と云ふ者
何うす時代をハ室りて昭師と定する者あくたまの方一族門牙の中モ多良の初
3度の獨行よ出てお勤むを以歿世の能されハ勤き。よ詮らも毎夜を獨行を清次郎と
む是今世より。されば独行と云ふふれど上より成程こそ獨行を清次郎と
ひそびを勤む父よ劣らぬ上よりしき男色のゆえを化所より湯鬼の刻家儀
小殺され。うち次男ニ了宣とひそびを生む。とみ少數を喰は。官増池セウ。やまと
そふ鼓の家を立歿世又次郎と名寄。拍子利の上よりモテ豫新九郎へと云ふ
事極元ニとて名高き小鼓。おう是モ官増。やまと。常憲公の代。ゆの上より漁業を主と
ゆ。家生産を経。家生新九郎と名寄。りそ嫡子新次郎。父よ劣らぬ慶あり
し。経母の詞を父よ惜みを清次郎。新九郎を家承目せんと。は。あ。教を

斯事本極意の棟九郎と許さん計す御う道を仰ぐと蒙る新九郎他即
被處死。宝行よ隠きて所を當と心に徳之の事た棟九郎と傳すを承聞
取るそは父お行より娘をして聞れむ事より故よのせを松方、弱法侍の
一女をおも試るおも父ゆ宗へがつりと是を以て而ひまくらひ紀乃也
うは包また思ひ間ぬきゆ由。左家業志深きものありとて父も恩ひ有。うは世
左が智の棟九郎死後新九郎と改号を三男を室生源二郎と。觀世流
の大敵の家を創立執事。力者にて松田市主樹太鼓なれどもあ力とも。も
源二郎死はる事より布政を残して室生座す。松新九郎。改年號ひと。義
の義ハ觀世流と。右。左名。後。一ふとも。伊奈も。觀世新九郎と名矣。
是人中風も。左子。棟九郎。當付新九郎。

一書の因元ニシテ大敵ハ名す。觀世又源氏より先にあ之道成ちると。時ハ又次布
親垣打。木下。多々。京垣ハ官城也。是を男色。大敵ハ猪毛されども物を知る
ゝ。ひたすら源氏ハ信長之時。改め。か上りえと。

○大敵ハ大花流威徳風。三郎右流。布多源流。河内源流。四羅山文集。云大花正室
よ西幸よ。又ひ大敵の義を以せ。ゆる者。よ。と。ま。家。の。調。を。重。よ。脚。の。誠。よ。是
家の崇仰を以是よ。よ。ん。や。と。く。

○左安三左衛大敵の家ハ。左安萬閑照例と。なるを以。棟頭道善。等。の。大敵の
家を。左。三。左。衛。の。源。を。以。あ。種。を。も。よ。こ。左。衛。主。三。左。衛。と。よ。も。嫡。子。三。左。衛。
家を。残。一。後。即。迎。宿。右。出。様。田。少。方。と。改。号。と。左。平。三。左。衛。を。以。母。を。享。
是。み。多。か。一。名。の。方。より。や。知。て。大。子。棟。三。左。衛。業。宣。き。左。家。物。主。三。左。衛。
之。先。祖。道。善。う。か。先。祖。名。及。家。と。以。大。敵。の。上。の。信。玄。多。抱。甲。か。位。を。残
を。主。て。姓。多。を。

○左の如く大敵の家ハ先祖を尊。聖信ゆと云。侍。之。事。と。云。有。鷹。を。傳。り。素。人。と。そ
家を。主。す。そ。子。九。帝。主。間。大。花。家。全。ふ。保。り。終。仰。一。上。く。と。す。り。主。之。源。の。姓。す。よ
改。を。至。稚。九。帝。主。間。と。世。ふ。源。姓。の。古。家。一。古。附。之。主。す。九。帝。主。間。と。上。く。と。じ
テ。一。吉。石。觀。世。流。作。付。接。入。透。一。因。先。三。左。衛。主。之。鷹。家。業。上。る。な。れ。ど

公邊を御ちゆるを嫌ひ龜を止くを教へ辻左手次男牛布吉間ふを防禦す
子す大坂の部屋といふ者より黒用をもひ若年どもて庄内守と名ふ御も
す。公邊を嫌ひ家を捨て上方へ辻左手政伊豫ちかに辻左手公
3種貝をかき子の内をもと看あれいまの事はども是當
時九郎吉高と祖父田光がいに所ひの有ふ由緒行を心をもよ定め別よ家
を立次男あとは是を高野九郎吉高と呼びて是を號づく男しよ
少納言翁石山也すを主上仰せた平治と改号をもと家督ノ軍平
ちと云ふ夢結綱入朝り九郎吉高少將也。是別姓者家督ノ幼少
より是は龜を持てたる者有者黒田すれハ名跡ミ之を高望忠七と名す
飲世度ふべくもあく是も。即ち云石山嘗て有志のと号し和佐モ
○大敵の大老久家ハ金多及達、や大老源ちか岐之後大老と号す。久家
子左智丸と号す。是を大老の家收れ立つて源ちかの通ちか勢より然る
立源ちかと号す。是を大老の家收れ立つて源ちかの通ちか勢より然る

次第をかみを害へ自害せり。骨をもぬ御魂をもて家作の事、公儀より
ゆくかまをすむるにあつて安之を御方へゆくはあの大危へかみ筋之迷惑
が爲ふを以て小敵の上より官船りせりとあらず。父入内因遠せを意欲檀頭
の事第と近焉ハ道初と二十歳斗の身之上となれ。かみ安之。京東洞院二
本傳

○鳴き薦の家先祖を一嘗と號す是後のみ者を御傳承と云者之薦のよきを
享ふより吹を以牛尾と以て吹きを音を入すとて薦店本邸を云
上りも至りて師り多く一嘗流今傳來を云す一嘗公幕を後宗古と云才六
十九を年と云
常憲公御代を召せんが事あらば此を又立と云
治病者となりて宣室の内より其手とておを傳は是当代の又ハ御之先年
一嘗市布をとしよく仰て一族の内津輕が多至也又宗古うか子大木吉
多助と云河薦甚りきを以一嘗の名号をあつせらるゝ人知る所あらず
御前占文

○森田兵庫家ハ素人を森田兵庫と云上るなりと二系御城主を云す一時
十才の歳ニテ若葉を上りかうと築を小築と内壁有小築と以称となまし子を
生耐えゆくと上り之築咽ノ病附くを抑て病氣とやき通塞せしひを
子を以て彦馬と名乗せたり是又薦上の世ニテ久々父逼塞にて入候て
宗善と名乗せよ後居坐しむ
常憲公御石門徳てほり御用を勤む

燕尾をかずすを挙て是後も三堂業就つて名ふを彦馬うす歎

代彦馬

○春日市大内家ハ河内守山の城を島ふ門守の西邊川領を云三日か石領
したる者ニ島山家にて浪人ノミテ古事記傳の箇を以てせ交りつゝよ業と云
キモ子ナラウ津ひて家業だ

東照宮ニ御目玉を以て汝の面白く息のぞきる日月の七間あらかくあ
れハ春日と号せよの上意下り奉ると早も初め長命達左の者ニモ子園
シテ後市ちうと改号一男より角す一子子園シテ南代市ちう也
○長命達左のあは猪樂起り比肉をすりに肉のぬくを源清左の家を家へ枝
葉細り達程と云ふをもつての裏笠と仰て者御ハモ令平太まと云
て種を傳之染伊賀の経部のもの者を経部と改号を子孫を慕ひ金と
号を継ぎて家業を守り其名達左の事御み往一嘗嘗て門り御ひ
多を喰て身をあて每秋恩賜の物を一嘗の家の門からすと薦の鶴

古き間一増量を怪しとあ鄰のを承りうと云ふ筋因へ招き入す上に添おう箇を要
せしと云ひてゆめくとぞ令からへて一増り写しもをゆる上と承を以て
市ちろをれ立へう子孫よりい箇盡(全剛度)とて考付清左衛家(御とあ
御と考る事多し)が彼一増り方(御)一清左衛六番目のかぞ令吾御量を全
剛度入る孫何(御)清左衛六番目のかぞ令吾御量を全
長余へえト一流の家とぞ立へ支をも初より

○貞光安達箇ハ承孫の以至西の國と貞光久らと云箇の上より行へ二好の一族ア
信の京軍と討死をそ跡墳(御)を全剛方より寛文の頃五軒を主貞光而孫
の者とぞ貞光安達と號て彼の箇の家を興と樂山數(行)之御(御)古有
今ハ小箇の家のあはれと並附の安達(御)を主とぞ(御)全剛(御)度(御)之主と小弟
一(御)曰能箇ニ四流あり所謂一増院(御)森田流(御)中村(御)湖(御)流(御)尾(御)等
之中村(御)と云め御河(御)一増流の始祖之森田氏(御)と本森氏(御)毛利元範
の後室(御)伯(御)ち箇の家をほへて一増院(御)の傳(御)天(御)の以大森(御)

七歳より医術より妙をねせよ寫る是森田の始祖也

一(御)曰太鼓(御)ハ左吉流(御)也右流(御)矣(御)要(御)生長(御)もと流(御)行(御)歎世
宗(御)と云是似我流(御)之子(御)と云(御)又(御)左鼓(御)の御世(御)行(御)考道喜
と云(御)金吉(御)門人(御)又(御)と云(御)小名を(御)号(御)

圓滿井氏信

金春禪竹

元安

禪風

喜勝

及達八郎

喜家

道壽
弥七

重家

宗可
大誠

宗伯ニ習ヒテ似我流トナル

重次

喜照

宗隨

氏元

宗印

安照

禪曲

氏
勝

精本

重勝
宗竹

盛勝

春き魚釣る由科を牢金一牢内毛之而死を考す十二都由召易之

文昭公の御代は十三歳也。在西再び室生寺へと享保の晚年に左里より
之御先祖より幸流の小鼓植村を承りて先祖たる父の姓をお譲り小鼓
之次男ハ植村十郎也大鼓の業者也。咸樂五年平八甲府の山附家。作舟
小川七千石と号後河野に遷居とて三男は三郎也ち鼓四男植村十郎也。
搖の歌をさうめん九郎也す萬もゆ元孫也。重もく九郎と名を父の
家を立つて然ふ源氏御近習也。名も川井ともと改号をなす猪くさの
家三郎也のち中西新次郎と改め今まち越后と名を
しも鹿毛と名取る。又世々とて家臣新吉郎を號ひあるを立つて是為
め今まち也右の之彼川井とたる享保の中年也致ひを立候家の列。立
返り今まち九郎の名を嗣ぎて右の時百立皆石へと終事ト至二月
刀ハ持りかずして後走九郎病死をあゆひ坐上り引拂之をあらわる彼
家を立つて

○樋口久左衛門がひとじかに坐候の御士樋口久左衛門とて者民功名を右圖
にて太鼓の上よりあれはくちふ叶ひるるの所を號す。東照宮も山
縣彦神御代及び車頭安堵仕邊病死の別辟幕を幼少あれハ初於西國
石川郡村斗に號するを既に子孫にゆきとて内道トヨ上野七ツ島と氣和仕
移すと子孫武士の處を久左衛門觀世政に入

一書曰樋口とて太鼓の上より攝法よりありて京にて時々通
善きに遙江守石井良雪、櫻井石舟他方とて者有り計在あ
河口店にて彼の亭を離子行樋口打ちと之樋口を聞の御ある
離子行樋口とて事も菊を一鳴之樋口一鳴よき一鳴侍んとて一鳴の
主附充人ありしやう也

○狂言体の歌う舞うあら辰様の根元すとてたゞまの舞狂言早
てを傳してゆる者をぬる出因かふと事をとい離子行樋口を活世
小色のまき耐ニ番叟と五種をもひて可笑風俗を笑ふを餘ひの事と

とて是を古今笑へと嘗て百家の信持の草す。稽古興へて能とあつま
むの古代の幽活を序を以ておつみ離子行の舞を残ケテ式三番の
法を立するをめぐらむを勧め者狂言とて能の内の音を仕し
の時々の延口の而を續く是をうめいていふべくあと今の狂言を仕立
めあひ育て爲法印狂言の詞を百篇集作りけらせりと
一書曰能と曰く始ら玄官をかへて人多く卑賤のみ知りて
は依之俳優よむとてその狂言をあらしめん爲めぬとを作りて詞
をねり是名づけり

○大老弥右衛門林と号をねる宇治の家、元祖よりて名入る是を要不休
く留置の道林、嫡子弥右衛門次男八右衛門、三代目弥右衛門、常憲公伊近習
の妻を子供なしを以て號す。其をまと名をやくよ集もる。且
二代目の弥右衛門の子源右衛門、跡を承りて上野の甚子源右衛門の後年、疾毒を
引込まれて死ぬ。其の子源右衛門跡を承りて上野の甚子源右衛門の後年、疾毒を

大花燈と云ふ事。孔氣を時々拂去する事。南附は名都と号す。道林の
次男八九郎子が八九郎と号す。上より之を付。八十布。南附。八十布。三代目。院方の子。先
を御靈廟に。より大花をあら潔い。是の子を生む。是を大
花燈とひ。南附の子をハムと云。

少峰の祖の事。博陵と云。大花某。後を名を上。あを起さり。水猿
年中泉が堺ある。少林と。少林と。堺。耕雲。馬の役。傍を伯。花主と。少峰
は猪の神を信し。毎日法施を奉る。或時社の主。三月の猪を燒く。
於てゆき。教育をば。猪の強。今。役を。花主。ふ。達ひ。よ。仕て。城を。逃ひ。難を防
き。また。心を。告げ。猪の強。今。役を。大花。また。役。作。こんを
以。猪。又。猪。も。少。か。の。猪。れ。感。一。老。翁。と。化。て。大花。氏。の。役。を。は
く。く。そ。そ。猪。を。称。業。一。猪。理。猪。の。役。作。働。悉。く。口。絶。や。め。忽。然。と
て。是。大。花。を。改。め。を。ひ。て。は。役。を。以。家。の。大。事。と。送。る。を
一。た。ま。ふ。う。奇。妙。り。

○ 路比家の本名長命。先祖常陸と云。祖の上より太閤の御家。入へ九ヶ名古屋の旅
飯の附小室。内出はせ。鳥羽附。常陸と。山川へ。元入路の歴を。潜まねをして。は後。入
き。是より。路比と。名され。路比と改。を。路比と。名す。仁大閣。主。肥。仁大閣。も。よ
南附。仁大閣。先の二代目の仁大閣。カミハ。物の傳大閣。かよ。家を。主。て。言。は。傳
も。延。幼。少。育。子。を。心。品。を。持。め。ら。こ。帝。と。て。節。み。さ。せ。う。是。す。時。傳。延
知。去。一。傳。大。閣。と。名。を。改。あ。を。改。名。を。柏。子。利。不。渠。死。して。よ。な。く。高。女。物。を。以
家を。辞。り。是。南附。傳。大。閣。門。あり。

○ 服本伝。傳の祖。の。一。流。め。下。き。根。云。渠。う。家。と。ま。一。常。憲。公。内。近。宿
主。を。出。宿。部。と。称。を。本。名。波。き。と。立。ハ。田。中。と。云。一。流。の。家。と。ま。一。う。今。の。魂
う。り。と。少。尾。か。少。山。口。和。家。と。ま。は。家。と。ま。く。

○ 日吉。ち。ま。の。家。は。江。坂。平。日。吉。の。神。事。を。勧。氏。神。祭。なり。觀。世。宣。ま。う。の
地。溝。ふ。日。吉。多。一。主。を。並。ハ。日。吉。燈。を。ま。と。い。て。は。經。の。あ。か。供。ふ。ま。す。彼。あ。よ。勅
む。ち。め。の。燈。を。ま。の。家。生。古。將。監。多く。傳。を。教。て。う。南附。ハ。却。て。家。の。家。子

とが信玄太閤ゆき家のけのを義豈よ名多く上る所とはまくらまひ諸日
吉も主事如在山清より居る是ねを史としものある一樂いた閑の音
コ叶ひある者あり

○梅若左支ハ主家一派を先祖信玄を主て閑は代に先代は先代はの初から母
祖の住し 横現様や代より四社の祭立猿樂もお詫び由第アシヒ江戸に
安石屋より移る度四度も右支も定むる上あれハ古名下觀世狂歌ツレミ
作舟一族同名船多リ也本家ハ梅若九郎左衛門

○堀池といふ家有り觀世宗雪三翁父も吉國守の大能御の時組ハ觀世の次而モ
一月の能工活良を二度苦居す所望へられハ堀池宗富の山沈市リカヌアモ
以宗富より是をさせり是をせばハワキ師と極ム人あくまき能をハかのち
丈ノ初う左へは宗富ハシテ太支を上る之こそ子孫を主歟又ハ松平吉信を
及左支とある

○鶴金七郎右衛門と云左支行古セ左支の才を上るこそ子正田中正田府

印家の左支 丈 文熙公は傍ヤ内家人である父吉東の傳授少捕と
之とも佐吉坊の亂捕子ハかゝと云々中止と云う所す節ハ云得焉勤
ハ 錦毛京見扇毛之

○石井了雲といふ大鼓太閤ゆきの上の功者す惣家脇ヤも是を石井
了雲太閤門と号紀行家ふ名抱らる

○威徳と云大鼓の號り元祖源宣節鼓ふまゝて云々中止一鼓祇を勧め
チ改をす一時南太閤の郭尾碑ケ地よりとせまゝ侍の家生産す
子孫勤む

○梅田吉田と云左支 小鼓の號りソの以下うそ等をも一め幸流の才子
とある矣

○松井善左衛門といふ太鼓流の祖すゆ之幼年の時 嚴有父印弱冠の内姓
いの字をも云 石井には年用月日役者の觸ひ余尾某を裏て云な
観世方すら山鹿庵の余尾某を差す方・松井善左衛門と云ひ一夫人觸頭と云ひも

嫡家解説へと書かれてゐるが、幸清源部あり、その義理の嫡子、義和と云ふ者

を大老様と呼んで、伊勢守當時、義和と云ふ者

○山田義和の始祖源の少數おもと、年高より内閣侍従官、後者に成れ共と因材に解
顯され、その名は今の義和と云ふと考へらる。

○尾形の内河支紀の内象の本主、源義和、あいせきまつや子中比、歎世流と云
うりえせきまつやと有る。

○水戸内家を支毛を屬する御バセを主事と代へ、主事をして新初者あり

○甲府内家の左近山田弟と云ひ、ハセを主事とす。内元中源井雅樂頭而井松年美濃守と有り
内供として後内侍御車を、正生を文左衛門改号へ、左衛門を子房丁卯守へ
まつて甲府の内家より仕事時出奔を

○吉舟平右衛門御屋代者と、至父八木景と以て東野守仕、大坂金錢小
糸死を主事とせしもの内元中源井雅樂頭而井松年美濃守と有り
出入船主は所り、何卒江戸を出立と稱りて、父の身隠とぬれ、内同朋を

ともと多く一ひとと利弊を争ひ、迷惑の爲めに、のうり少數を主事と
内教局設置の列に入り、先設置の名すれども、精業の爲めに、事を濃くや
かりの仕事出をも被る者とぞ、内抱とぞ。 蔡有院様以御年の附う
常憲院様由代よりて町人精業の力持の内侍者と云ひ、内侍者甚遠志付を
紫と底を下り、ゆゑを主事へと越内間仰のと云ひ、設置を附く内側、元
兵士内河少將と云ひ、御前を仕合せ、相手を主事の内侍者と云ひ、内侍者甚遠志付を
摺磨と、涉化界の後、文昭公より内侍者へ内知り奉下、小善徳と云ひ、主事
保十人を隠居就ひ、主計ひ、お智つてある。

○既世之ならば、似我の子弟の家主を、既世うたづきあり、内孫を以て、既世久保と仰を
代りの子となつたる、政教、実方の家なり、政教、主事、父、業を終じたると
名を繕う、嫡子の業を止むを、義和と云ひ、源内九郎次郎と号を子元祖ハ、
國秀吉父の内河少將と云ひ、大身とあり、源内掃部と云ひ、源内の内役收せらる子孫
八名、後者とあり、利休をセサ子の内を、源の湯功者と云ふ、九郎次郎是と云

自傳を尤鞠の上よりて享保年中鞠月付ニナリ父の故每月ハ次男終く
観世音寺と号を乞ま方の近族あれハツレを勤む尚観世音寺ニナリ
高安彦吉御ハ妹智耳ナリ

倭樂傳記卷之下 大尾

筆者

妻木 賴徳



干時明治十九年仲秋

